

令和2年度答申第82号
令和3年3月11日

諮問番号 令和2年度諮問第104号（令和3年2月19日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 立替払事業に係る未払賃金額等の確認処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求に係る処分は取り消されるべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が行った賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条に基づく立替払事業に係る未払賃金額等の確認申請（以下「本件確認申請」という。）に対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が未払賃金額等の確認処分（以下「本件確認処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち

所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済する旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「政令で定める事由」（立替払の事由）として、賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令169号。「以下「賃確令」という。）2条1項4号及び賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）8条は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態）になったことについて、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったことを掲げている。
- (3) 賃確法7条並びに賃確則12条2号、13条2号及び12条1号へは、上記認定に係る事業主の事業を退職した者が未払賃金の立替払の請求をするには、支払期日後まだ支払われていない賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けなければならない旨規定する。
- (4) 支払期日後まだ支払われていない賃金とは、上記（1）の所定の期間内にした当該事業からの退職の日（以下「基準退職日」という。）以前の労働に対する労働基準法（昭和22年法律49号）24条2項本文の賃金及び基準退職日にした退職に係る退職手当であって、基準退職日の6か月前の日から賃確法7条の請求の日の前日までに支払期日が到来し、当該支払期日後まだ支払われていないものとされている（賃確令4条2項）。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 処分庁は、令和2年3月23日、P法人（以下「本件法人」という。）について、上記2（2）の認定（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ賃金支払能力がない状態になったことの認定）をした。
(認定通知書)
- (2) 審査請求人は、令和2年6月11日、処分庁に対し、令和元年9月25日を支払期日とする定期賃金33万5630円が未払であること等の確認を求める本件確認申請をした。
(確認申請書)
- (3) 処分庁は、令和2年8月17日、本件確認申請に対し、未払賃金の合計額を2万5569円とする本件確認処分をした。

(確認通知書)

(4) 審査請求人は、令和2年8月21日、審査庁に対し、本件確認処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(5) 審査庁は、令和3年2月19日、当審査会に対し、本件確認処分は取り消されるべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が本件法人の理事長であったQから受領した28万3211円(以下「本件金員」という。)は、立替えであり、賃金ではないから、本件金員を未払賃金として確認することを求める。

(審査請求書)

5 処分庁の主張の要旨

(1) 以下の理由により、Qが貸付けと称する本件金員は貸付けでないと評価した。

ア 本件金員を受領する際、Qと審査請求人との間で借用書を作成していないこと。

イ 本件金員の返済期日が約定されていないこと。

ウ これまでQから返済の督促がされていないこと。

(2) 以下の理由により、本件金員を賃金と評価した。

ア 本件金員が審査請求人の月給相当であること。

イ 令和元年8月分の賃金が未払であることを理由にQが金員を渡した労働者の中には、当該金員を同月分の賃金と考えている者や返済は必ずしも必要でないと考える者が12名中8名いること。

(3) 以下の理由により、Qが賃金を支払うべき立場であると評価した。

ア Qは、令和元年8月8日に本件法人の理事を解任されたことを知らず、事業場が施錠されるまでの間、理事長であると誤認しており、また、同日を境に事業場の指揮命令者が変更となったことを主張する労働者はいないこと。

イ Qは、本件法人において令和元年5月分の賃金が未払となったことから、その賃金を私財から支払っているとしており、また、それ以降の賃金についても私財から支払っているとしているが、同年7月11日から同年8月22日までの間については、診療報酬が、本件法人ではなく、

Qの管理する口座に振り込まれており、賃金支払の原資が手元に入る時期があること。

ウ 本件法人の所有権をめぐり、本件法人の新理事長の選任の無効性について争いとなっていること。

(4) 本件金員は、その性質を考えると、賃金として取り扱うことが相当と思量する。

Qと共に病院経営を行う労働者からの聞き取りでは、Qが、事業場施設後、事業活動の再開はすぐにできると考え、また、労働者を雇用する身分にあるとして、貸付けと称して金員を渡していたことがうかがえる。

審査請求人は、Qが本件金員の交付の際に貸付けであると述べたことを理由に、本件金員が貸付金であると主張しているが、本件金員を貸付金であるとする客観的資料はなく、また、審査請求人と同じくQから金員を受領した労働者の中には、当該金員を令和元年8月分の賃金と主張している者もいるなど、上記審査請求人の主張は根拠に乏しいものである。

(5) 以上のことから、処分庁は、本件確認申請に対し、未払であった令和元年9月25日を支払期日とする賃金の額を、退職までの労働日数から30万8780円と算出した上で、賃金として取り扱うべき本件金員28万3211円を減じた2万5569円を未払賃金の額として、本件確認処分をした。

(弁明書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

- 1 本件の争点は、本件金員が、賃金であるのか、貸付金であるのかにある。
 - (1) 本件法人は、Qが経営していた個人病院を閉鎖し、自らを理事長とする医療法人として設立されたものであり、複数の診療所を運営していた。
 - (2) 上記(1)の個人病院時代から勤務していた審査請求人は、平成30年11月1日、本件法人の診療所に正社員として採用され、基本給が33万5630円、賃金締切日が毎月末日で賃金支払日が翌月25日であった。
 - (3) Qは、令和元年8月8日、本件法人の理事長を退任し、同日付で新理事長が就任した。
 - (4) 審査請求人からの聴取書によれば、令和元年8月30日、本件法人の事業場が新理事長らにより施設され、労働者が入場できなくなり、それ以降、本来の事業活動が停止している。また、労務管理に関する資料は事業場内に

あり、現在も閲覧不可能な状況にある。

- (5) Qは、令和元年9月26日、自身が医師として勤める病院の会議室にて、同年8月分の賃金が未払である労働者の一部に対して、同年5月分の賃金の源泉徴収後の金額を生活保障の立替金と称して貸し付けることを説明し、審査請求人はこの説明を聞いていた。
- (6) Qが理事長を退任して以降、Qと本件法人との関係が明らかとなっておらず、本件確認申請に係る令和元年9月25日を支払期日とする賃金について、Qが使用者に該当するか不明である。

2 処分庁の主張については、以下のように考える。

- (1) 本件金員について借用書が作成されていないことについては、民法（明治29年法律第89号）587条に基づく金銭消費貸借契約は、必ずしも書面を必要としないものである。
- (2) 本件金員の返済期日が約定されていないことについては、審査請求人は、国の立替払制度にて賃金が支払われた際は返すつもりでいると供述している。
- (3) Qから返済の督促がされていないことについては、督促をするか否かは貸付者の任意であり、返済の督促がされていないことをもって直ちに貸付けでないとするのは困難である。
- (4) 本件金員が審査請求人の月給相当であることについては、支払った金額が月給相当額であることだけで貸付けでないとするのは困難である。
- (5) Qが金員を渡した労働者の中に、当該金員を賃金と考えている者や返済が必要でないとする者が12名中8名いることについては、これらの者がどのような理由によって賃金と考えているのか又は返済の必要がないと考えているのかが具体的に明らかにされておらず、人数の多寡をもって直ちに賃金であるとするのは困難である。
- (6) Qが、本件法人の理事長であった時期に、私財で賃金を支払ったことがあることについては、当時は理事長を退任する前であり、今回とは事情が異なる。

3 Qが本件法人の理事長を退任して以降、Qと本件法人との関係は不明であり、Qが本件法人のどのような立場にあり、どのような責任と権限を持っていたかは明らかでない。

よって、処分庁が上記第1の5で述べている事項をもって、本件金員を賃金と認めることは困難であり、本件審査請求には理由があることから、本件確認

処分は取り消されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はない。

2 本件確認処分の適法性及び妥当性について

本件においては、Qから審査請求人に対し、令和元年9月30日に10万円、同年10月7日に18万3211円の金員が交付されているので、これらの金員（本件金員合計28万3211円）が賃金と認められるかが問題である。

これについては、本件金員交付当時に、Qが本件法人の労働者に対して賃金を支払う立場にあったのかどうかを検討した上で判断する必要があるところ、本件確認処分は、本件金員交付時のQと本件法人との関係について検討しないまま、本件金員を本件法人から支払われた賃金としたものであり、本件確認処分は取り消されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

ただし、本件については、Qと本件法人との関係について調査をした上で、Qが本件法人の労働者に賃金を支払うべき立場にあったとすれば、本件金員を賃金と認める余地もあるので、これを直ちに貸付金等と認定するべきではなく、理事解任手續の経緯、Qが審査請求人に本件金員を交付した経緯、その原資等について必要な調査を尽くした上で、賃金と認めることの可否を判断すべきである。

3 まとめ

以上によれば、本件確認処分は取り消されるべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史